

# 食品ロス削減総合対策事業

【令和3年度予算概算決定額 70（66）百万円】

## <対策のポイント>

食品ロスの削減に向け、**寄附金付きで食品を販売してフードバンク活動に活用する仕組みの構築**を支援するとともに、食品残さ利用飼料の加熱処理基準引き上げ後も継続して食品廃棄物等の飼料化に取り組む**食品関連事業者を支援**します。

## <事業目標>

平成12年度比で事業系食品ロス量を半減（273万トン〔令和12年度まで〕）

## <事業の内容>

### 1. 食品ロス削減総合対策事業

51（46）百万円

#### ① 食品ロス削減等推進事業

30（26）百万円

- ア サプライチェーン上の商慣習の見直しに向けた検討や調査を支援します。
- イ 食品ロス削減につながる商品（見切り品等）を**寄附金付きで販売し、利益の一部をフードバンク活動の支援等に活用する仕組みを構築**します。（※1）
- ウ フードバンク活動を推進する**マッチングシステムの実証・構築**を支援します。
- エ 食品ロス削減を含め、**持続可能な食品産業の発展に向けた環境対策等に取り組む優良者の表彰**を支援します。

#### ② 食品ロス削減等調査委託事業

8（20）百万円

食品ロスの実態把握のため、**食品関連事業者のデータベースの整備等**を実施します。

#### ③ ASF（アフリカ豚熱）に対応した食品産業のリサイクル推進対策事業

13（-）百万円

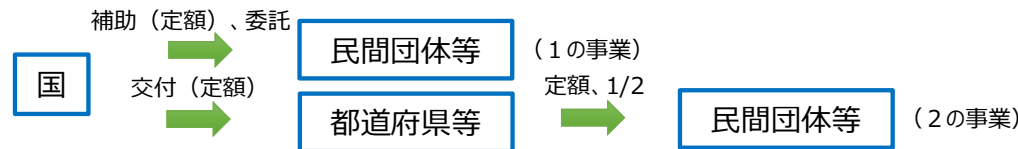
食品残さ利用飼料の**加熱処理基準引き上げ**後も継続して飼料化に取り組む**食品関連事業者を支援**します。（※2）

### 2. 食料産業・6次産業化交付金のうちフードバンク活動の推進

1,894（2,534）百万円の内数

設立初期のフードバンク活動団体の**人材育成**の取組や**生鮮食品の取扱量の拡大**に向けた取組等を支援します。

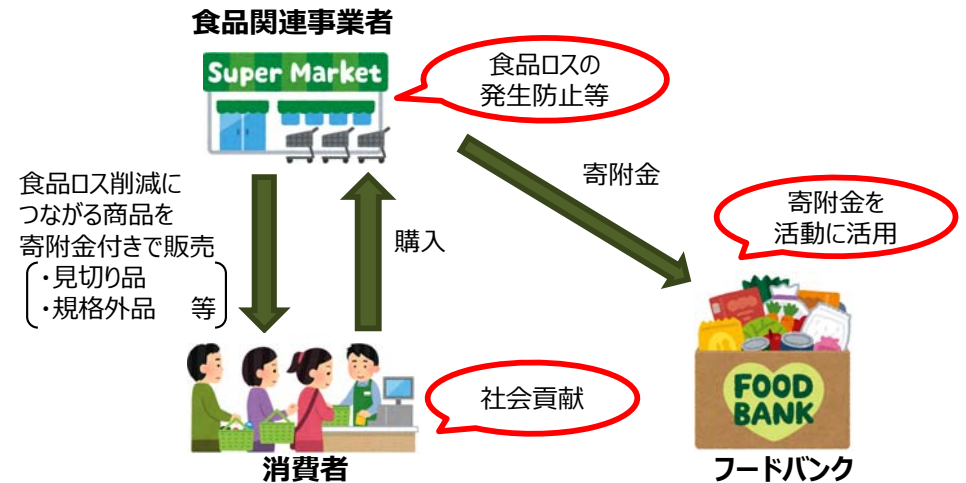
## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 寄附金付き未利用食品モデル構築事業

（※1）



### ASFに対応した食品産業のリサイクル推進対策事業

（※2）

食品残さの飼料化事業者において新基準に対応した施設が整備されるまでの間、一時的に別の飼料化事業者へ処理を依頼する際の掛かり増しの経費を支援。



【お問い合わせ先】 食料産業局バイオマス循環資源課（03-6744-2066）

## <対策のポイント>

食品産業から発生する食品ロスの削減に向けて、食品ロス削減に繋がる商品（見切り品等）を寄附金付きで販売し、利益の一部をフードバンク活動の支援等に活用する新たな仕組みの構築のための検討・実証を支援します。

## <事業目標>

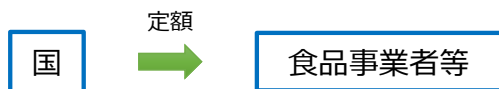
平成12年度比で事業系食品ロス量を半減（273万トン [令和12年度まで]）

## <事業の内容>

食品ロス削減に繋がる商品を寄附金付きで販売し、利益の一部をフードバンク活動の支援等に活用する新たな仕組みの構築に向けて、

- ① 食品関連事業者、消費者、フードバンクの連携による取組の具体化のための検討
- ② 店舗等での寄附金付きの商品の試験的販売を通じた実証に必要となる経費を支援します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

新たな仕組み構築に向けた具体化のための検討



(商品の例)

- ・ メーカーや小売店で発生する規格外品、見切り品
- ・ 宴会で、食べ残しを前提とせずに、量を工夫して提供するメニュー

## <対策のポイント>

食品残さ利用飼料の加熱処理基準引き上げ後も継続して食品廃棄物等の飼料化に取り組む食品関連事業者を支援します。

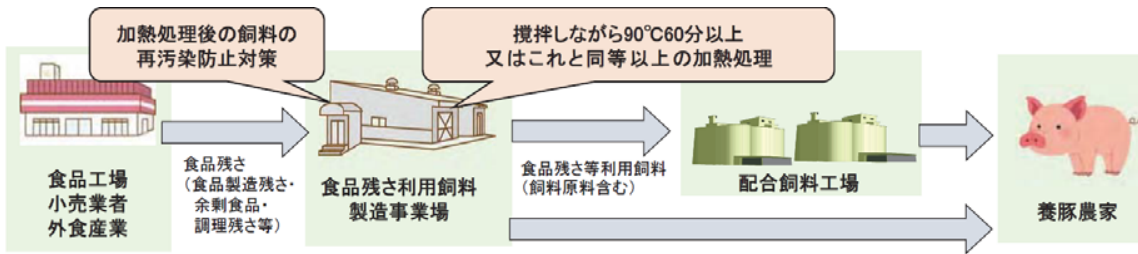
## <事業目標>

平成12年度比で事業系食品ロス量を半減（273万トン〔令和12年度まで〕）

## <事業の内容>

ASF（アフリカ豚熱）対策として、食品残さの飼料利用に係る規制見直しが行われる中で、食品残さの飼料化事業者において**新基準に対応した施設が整備されるまでの間**、食品関連事業者が継続して食品廃棄物等の飼料化に取り組むため、**一時的に別の飼料化事業者へ処理を依頼する際の掛かり増し経費（処理費・輸送費）**を支援します。

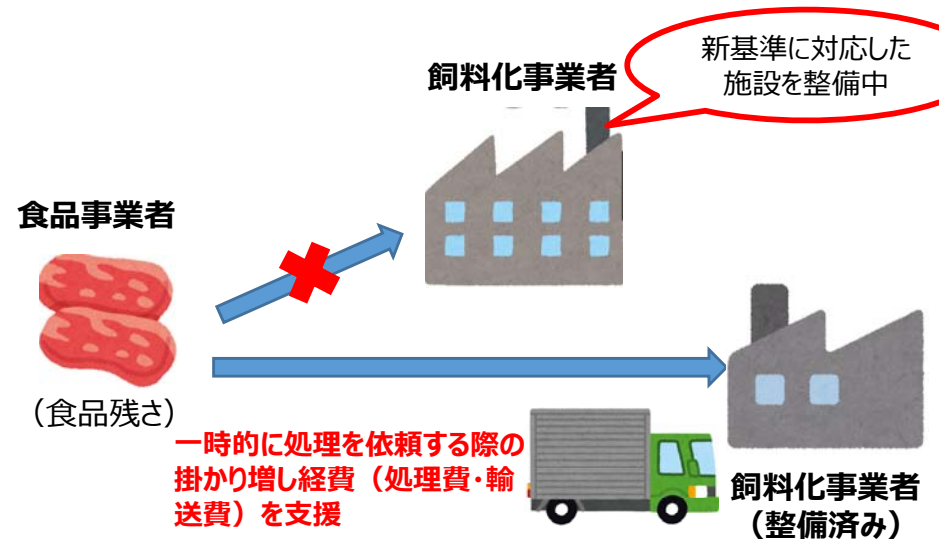
・食品残さの飼料利用に係る規制見直し（令和3年4月施行）  
肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源を原材料とする飼料は、攪拌しながら90℃60分以上（現行70℃30分以上）又はこれと同等以上の加熱処理を行うこと等



## <事業の流れ>



## <事業イメージ>



<対策のポイント>

食品関連事業者から発生する食品ロス削減を促進するため、**フードバンク活動の発展に向けた取組を支援**します。

<事業目標>

平成12年度比で事業系食品ロス量を半減（273万トン [令和12年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

フードバンク活動団体による以下の取組について支援を行います。

1. 検討会や研修会開催、普及啓発、人材育成及び団体間の連携強化の取組  
【補助率定額】
2. 生鮮食品等の取扱量の拡大に向けた取組【補助率1/2】

(1. の取組例)

- ・ 食品関連事業者、フードバンク活動団体、社会福祉法人等で構成される検討会を設置して具体的な取組計画やルール策定に向けた検討を行い、取りまとめた内容に係る職員へ説明するための研修会を開催
- ・ フードバンク活動推進に資する普及啓発資料を作成し、フードバンク活動の関係者に普及啓発を実施
- ・ フードバンク活動団体の人材育成に向けて、先進フードバンクでの現地研修を受講
- ・ フードバンク活動団体間の連携強化を図るための情報交換会を開催

(2. の取組例)

- ・ 未利用食品を一時保管するための倉庫の賃借
- ・ 未利用食品を運搬するためのハンドリフト、レンタカーの賃借
- ・ 食品管理の高度化を図るための食品の入出庫管理機器の賃借

【支援対象団体】

これまで農林水産省のフードバンク支援事業において、3回以上補助を受けたことのないフードバンク活動団体であって、下記のいずれかに該当するフードバンク活動団体

- 令和3年4月1日においてフードバンク活動の開始から3年を経過していないフードバンク活動団体（新たにフードバンク活動を開始する団体を含む）
- 青果物等生鮮食品の取扱量を拡大するフードバンク活動団体等

※社会福祉協議会、都道府県、市区町村等も支援対象団体に含まれます



<事業の流れ>

